

第八章 ザンビアの議会と行政府 — チルバ政権期を中心に —

児玉谷 史朗

ザンビアでは、2001年に実施された総選挙において、複数政党制民主主義運動 (Movement for Multi-party Democracy : MMD) のムワナワサが新大統領に当選し、国会選挙でもMMDが第1党となって、1991年以来の与党であるMMDが引き続き政権を担当することになった。しかしこの選挙で選出された国会はザンビアの憲政史上初めての画期的な議席配分となった。選出議席150のうち与党MMDは69議席を獲得して第1党の座を維持したものの過半数には達せず、ザンビア憲政史上初めて与党が議会で過半数を獲得できないという状況が出現したのである(注1)。第2党となった国家開発統一党 (United Party for National Development : UPND) が49議席を獲得したので、議会は二大政党制に近い構成となった。

このような議会構成はザンビアの過去の議会構成と対照的である。独立後、これまでのザンビアの政治体制は、複数政党制の第一共和制(1964~1972年)、一党制の第二共和制(1972~1991年)、複数政党制の第三共和制(1991年以降)の三つの次期に区分される。第二共和制期は当然与党が唯一政党であったが、複数政党制の第一共和制、第三共和制においても、与党が議席数の大部分を占める一党優位制 (predominant party system) あるいはガリバー型の複数政党制であった(注2)。

ザンビアでは、1991年に約20年振りに複数政党制で総選挙が行われ、独立以来27年間続いたカウンダ大統領と統一民族独立党 (United National Independence Party : UNIP) からの政権交替が実現した。この選挙と政権交替は、当時広くアフリカ諸国を席卷していた「民主化」の流れの中で起きたものであり、選挙による平和的な政権交替はアフリカにおける民主化のモデルケースとして賞賛された。しかしこれによって成立したMMDのチルバ (F. Chiluba) 政権は、その後の政治的実績において必ずしも民主化の期待に添うものではなく、むしろ民主主義の後退が見られると評された。チルバ政権期の政治は、大統領への権力の集中、議会に対する行政府の優位、与党と国家の癒着、家産制的支配 (patrimonialism)、クライアンテリズムなど、それまでのカウンダ政権を特徴づけてきた特徴と共通の要素を備えていた。一党制から複数政党制へ移行したにもかかわらず、一党制時代との連続性が強く見られたのである。さらに同じ複数政党制であった第一共和制時代の政治とも、一党優位制など、類似の傾向が多く認められる。

本稿では、チルバ政権期を中心に、同じ複数政党制であった第一共和制期にも言及しな

がら、ザンビアの議会と行政府の関係を考察したい。アフリカ諸国における議会と行政府の関係は、三権の関係を規定した憲法的枠組みという公式の制度に規定されるだけでなく、大統領がどのような統治をするか、与野党双方の政党の特徴、議会における政党の議席分布、といったいわば中身によっても影響を受ける。さらにアフリカの政治の特徴としてしばしば言及される家産制とクライアンテリズムという非公式の構造も重要な要因となる。アフリカでは、国家や支配が制度化されておらず、権力が大統領に個人化され（personalised）、個人的支配となる傾向が強いと言われる。また政治が非公式化しているとも言われる（注3）。そこで本稿では、これらの点にも留意しつつ、ザンビアの議会と行政府の関係を考察したい（注4）。

また本稿では、第三共和制のチルバ政権期と第一共和制を特徴づける一党優位制にも注目したい。一般的に一党優位制においては、①議会審議の形骸化、②半・競合、③疑似政権交代といった特徴が現れるといわれる。すなわち、政権交代の可能性がないため、議会内審議過程の実質は与党内の政策過程に移行してしまい、選挙は必勝政党と無力な野党が展開する陣取りゲームに変質し、政権の帰趨は与党内派閥間競合によって決まるという（注5）。このような特徴は、チルバ政権期までのザンビアの政治にも見られる。しかし第一共和制と第三共和制チルバ政権期のザンビアの体制が、「政権党以外の政党は、法律上も事実上も、真の競合者として平等の基盤で政権党に挑戦できる」（『現代政治学事典』の「一党優位制」についての説明）という体制であったかどうかは疑問がある。ザンビアの場合、一党優位制は、議会で与党が圧倒的優位を占めているだけでなく、大統領を中心とする行政府が強大な権力を有していること、与党による国家資源の利用、野党や報道機関に対するさまざまな弾圧や統制といった要因によって支えられていたのではないかと考えられるからである。

1. 第一共和制期における議会と行政府

第一共和制の憲法体制では、大統領が強力な権力を持っていた。大統領は国家元首であると同時に行政府の長であり、憲法の規定により大統領は「他の個人または機関からの助言に従う義務はない」とされた（注6）。大統領は国民の直接選挙によって選ばれる。大統領、国会議員共に任期は5年で、大統領選挙と国会議員選挙は同日に行われる。大統領は国会を解散することができるが、その場合は大統領の任期も同時に終了するので、やはり大統領選挙と国会議員選挙が同日に実施されることになる。5年ごとの総選挙（大統領選挙と国会議員選挙）は、一党制の第二共和制時代も含め、今日まで続けられ、定期的な

国政選挙が定着している。

内閣を構成する大臣は大統領が任命するが、大臣は閣外の副大臣を含め、全て国会議員でなければならない。大臣が国会議員から選ばれるので、その点では議会と内閣、大臣との関係は密接であり、議院内閣制的な要素を持っている。しかし大統領は国民が直接選挙し、国会が首相を選出したり、国会で多数を占める政党が内閣を組織するわけではないから、大統領と内閣は国会の信任の上に成立しているわけではない。閣僚、副大臣は大統領が任命するので、閣僚、副大臣は議会に対して責任を負うというよりも大統領に対して責任を負う傾向が強い。このようにザンビアの制度は、大統領と議会の独立性が高いアメリカ型の制度と議院内閣制のイギリス型の制度の混合である。

憲法上の規定で大統領が強大な権限を有しているだけでなく、ザンビアの初代大統領となったカウダ大統領は実際にも大統領として強大な権限を行使した。大統領は閣僚をたびたび更迭した。また重要な決定も大統領だけで行った。例えば、1968年と69年に行われた経済改革で銅鉱山会社など外資系企業の株式の過半数を国家が取得するといった重要な決定を大統領は閣議にさえ諮らずに決定したという（注7）。大統領の権力の強さを示したのものとして、非常事態宣言がある。非常事態が宣言されると大統領に通常より強大な権限が付与される。これは本来一時的な措置であるが、第一共和制期と第二共和制期においては常態化しており、大統領が恒常的に強大な権力を有することになった。非常事態宣言の常態化は、第三共和制の開始によって解消されたが、チルバ大統領は重要な局面で非常事態宣言を発して野党を弾圧した。

第一共和制期の議会においてはUNIPが圧倒的多数の議席を占め、一党優位の状況にあった。独立9ヶ月前の1964年1月に初めて普通選挙が実施され、65議席のうち55議席をUNIPが占めた（注8）。1968年12月に実施された総選挙では、UNIPの81議席に対して野党アフリカ民族会議（African National Congress：ANC）は23議席にとどまった（注9）。ANCは議席で少数であったのみならず、支持基盤が南部州（後に西部州も）に限定されており、地域政党にすぎなかった。したがって、政党間の競争はあったが、ANCがUNIPに替わって政権を担当する展望はほとんどなかった。

大統領を中心とする行政府の優位と議会における与党の一党優位という状況で、カウダ大統領とUNIPの支配は安定していて脅威にさらされなかったのかということそうではない。脅威は二つの関連する動きによってもたらされた。一つはUNIP党内における競争や対立の激化であり、もう一つは、この党内競争・対立の一つの結果としての新たな野党の出現である。

まず1966年に2名のロジ人の国会議員（1名はUNIP、もう1名はANCの議員）が統一党（United Party：UP）を結成した。たった2名の国会議員による結党にもかかわらず、UNIPは厳しい対応をした。まず憲法改正を行って在任中に所属政党を変えた国会議員は議席を失うという規定を導入し、UPの2議員を失職させた。野党を封じ込めるための手段として憲法を「改正する」という悪例の始まりで、同様の手段はチルバ政権期にも使われることになる。翌67年に2議員失職に伴う国会の補欠選挙が実施されると、選挙運動中UNIPの活動家が広く暴力と脅迫によって野党の活動を妨害した。さらに68年にコッパーベルトでUNIPとUPの支持者が対立し6人の死者が出ると、これを理由にUPを非合法化してしまった（注10）。しかしUPの党員は既存の野党ANCに合流したので、UPはANCの一部として存続した。

1967年にはUNIPの中央委員会（党の最高決定機関）の委員選出を巡って党内に深刻な派閥対立が起き、これは68年にも続いた。党内対立は形を変えて継続し、1971年にはUNIP内の反主流派が前副大統領カプウェプウェ（Kapwepwe）を指導者とする統一進歩党（United Progressive Party：UPP）を結成した。UNIPはこれに対しても迅速かつ抑圧的な対応をとり、100人のUPP活動家を拘留し、翌72年の2月にはUPPを非合法化した（注11）。

このように、第一共和制はUNIPの一党優位の状態で始まったが、この一党優位の状態は決して安定したものではなく、UNIP内で党内競争・対立が深刻化し、それは新たな野党の出現を引き起こした。主要な政治対立が議会と行政府との対立、あるいは政党間の対立・競争というよりも、与党内派閥間競争として現出することは、すでに述べたように一党優位制では一般的である。しかしザンビアの場合、UNIPの党内対立の結果としてUNIPの一部が離党して新しい野党を結成したのであるから、これが新たに政党間の競争あるいは行政府と議会の対立を引き起こす可能性はあった。特に71年のUPP結党後は、ANC（これには非合法化されたUPが合流）の存在とあわせ、UNIP一党優位の状態が崩れた可能性がある。しかしカウ ندا政権は、与党の分裂によって出現した野党に対しては弾圧という厳しい措置を執った。この結果、UNIPの分裂と新野党の出現にもかかわらず、UNIPの一党優位が維持されたのである。

カウ ندا・UNIP政権は、UNIPから分派したUPとUPPは非合法化したが、複数政党制そのものは維持し、ANCに対しては全面的な非合法化をしなかった。しかし独立当初からカウ نداとUNIPには一党支配体制確立の指向が存在し、一党制こそが望ましい状態と考えていた。またANCに対してもさまざまな弾圧が行われたのが実状である（注12）。野党

の非合法化という措置を含む野党の弾圧は大統領を中心とする行政府の権力の強さを示すと共に、行政府の権力を持つ者がその権力の維持のために、権力を恣意的に行使するという家産制的特徴を示している。

行政府の優位と議会における与党の一方優位という状況では、議会が行政府をチェックする、あるいは議会が政府の政策に影響を与えるという機能は果たしにくかった。第一共和制においては、重要な政策や計画の策定や決定は、行政府と与党内で行われた。このような状況においても、三権分立の原則に従って、議会が立法と行政府のチェック機能の面で一定の役割を果たし得た可能性はある。しかし国会の立法機能は弱かった。国会は憲法修正法を含む法案を可決したが、全ての法案は政府提出法案であった（注13）。また第一共和制期の国会では、行政府を監視する委員会制度が発達しておらず、そのような委員会は財政委員会（Public Accounts Committee）だけであった。このため国会が行政府を監視する能力は低かった（注14）。大統領による非常事態宣言は、その継続に国会の同意が必要であり、国会が非常事態を終結させることができたが（注15）、すでに述べたように、第一共和制期、第二共和制期を通じて非常事態宣言は常態化しており、国会によるチェック機能はなかったに等しい。

政府財政に対する議会のチェック、監視は、ザンビアの国会が行政府に対して持っていた数少ない重要なチェック機能であった。しかし第一共和制の国会は1970年にこの重要な権限の一部を憲法改正によって自ら放棄した。すなわち、この年国会は憲法修正法を通過させ、政府財政支出のうち国防と治安に関する支出の内訳を明示しないことを認めたのである（注16）。これにより国会は行政府の予算、支出の重要な部分を監視することができなくなった。この憲法修正可決の際には野党ANCがこれに抗議して国会の議場から退席した。この事例はまた与党が議会の圧倒的多数を占めている状況では、政府と与党が恣意的に憲法や法律の改廃、制定を行うことができ、議会自身の権限を縮小させ、行政府をチェックする機能を放棄するような法律の制定や改正を行い得ることを示している。

1969年に行われた憲法改正に関する国民投票により憲法改正の手続き自体が変更された。この憲法改正により今後の憲法改正は国民投票を実施せずに、国会の3分の2以上の賛成で国会が憲法修正法を可決するだけでできるようになった。この憲法改正手続きを巡ってUNIPとANCが対立し、カウンダ政権はムンブワ県でANCを非合法化した（注17）。これは、国会が国民の意向を十分に聴取しないで憲法を改正することを可能にしたものであり、国会が国民から遊離する危険性を秘めていた。国民投票なしに憲法を改正できるという、この改正は第三共和制において新憲法を制定する際に再び問題となるのである。

2. 第二共和制の議会と行政府

ここでは第三共和制への遺産としての一党制時代の議会と行政府の係に簡単に触れておく。

一党制時代には、「党とその政府 (Party and its Government)」という表現が用いられたように、理念上は唯一党であるUNIPが優位の体制であり、政府は国民や議会が選出する政府ではなく、党が選出する政府であった。しかし実際には国民の直接投票による大統領選挙が実施され、閣僚やその他の大臣も国会議員の中から任命された。したがってその意味では党が政府を全面的に選出するわけではなく、国民と国会が関与する部分が存在し、また第一共和制との連続性が維持された。第二共和制では、首相制が採用されたが、国会が首相を選出するのではなく、大統領が任命したので、第一共和制期との大きな変化はなかった。

第二共和制は一党制ではあったが、定期的には大統領選挙と国会議員選挙が実施された(注18)。また、国会議員選挙では一つの選挙区で複数の候補が立候補する競争選挙であった。立候補するにはUNIPの中央委員会の承認が必要であったが、中央委員会はかなり多くの候補者を公認した。例えば、1983年の国会議員選挙では125選挙区に合計764人が立候補したので、1選挙区当たり平均6.1人の候補が公認されたことになる。複数政党制で行われた1968年の国会議員選挙では1選挙区当たりの立候補者が1.7人で、30の選挙区ではUNIPの候補者1人しか立候補しなかった(注19)。一党制の第二共和制は複数政党制の第一共和制よりも候補者の数という点で言えば、有権者の選択肢が広がったわけである。単に1選挙区当たりの候補者数が複数であっただけでなく、選挙による議員の交代がかなりあった。大臣、副大臣を含む現職候補が落選することもあった。例えば、1988年の国会議員選挙では、大臣4人と副大臣4人が落選した。政党と大統領について選択肢のなかった第二共和制の選挙においては、国民は国会議員選挙を通じて政権の評価について一定の意思表示をしたと考えられる。

国会議員選挙が限定つきながら競争的選挙であったのに対して、大統領選挙はカウンダ大統領に対する信任投票であった。有権者は地元選出の国会議員を交代させることはできても、大統領については選択の余地はなかった。1988年の大統領選挙では投票率55%でカウンダ大統領に対する信任票が95%であった。信任投票が操作されていたとは考えられないが、一党制の枠内での対立候補なしの信任投票という限定があったために、特に第二共和制末期には、民意がきわめて不十分にしか反映されていなかった可能性が高い。1988年の大統領選挙で95%の信任票を得たカウンダ大統領がその3年後の複数政党制選挙では、

得票率24%で大敗したことがそれを物語っている。このような選挙制度に加えて、大統領が強大な権限を持っていること、カウ ندا大統領がザンビアを独立に導いた国父と見られていたことなどから、大統領に対する批判は困難であった。

3. 第三共和制

第二共和制の最後に登場したMMDは、その名前の通り複数政党制と民主主義のチャンピオンを自称し、専制的で時代遅れのUNIPの支配に取って代わることを主張して、91年総選挙で地滑りの勝利を収めた。しかし権力をとったMMDは決して民主主義の擁護者、良い統治の推進者ではないことが明らかになる。第二共和制時代に「非公式の野党」と呼ばれた労働組合を率いてカウ ندا政権を批判したチルバも、大統領になるや従来大統領が持っていた強大な権力を放棄しようとはせず、大統領としても党首としてもカウ ندا同様の中央集権的で、家産制的な支配を続けた。複数政党制の実現にもかかわらず、チルバ政権期の1990年代は野党にとって「無駄にされた10年」だと言われる（注20）。

MMDは選挙期間中からすでにクライアンテリズムの傾向を示していた。MMDの公約は経済自由化であったにもかかわらず、MMDの地方幹部の中には、主食であるトウモロコシ粉の値下げ、公共料金の無料化を公約する者さえいた（注21）。しかし公共部門の縮小、債権国による監視という90年代の状況では、政治家が利用できる資源の不足が深刻で、クライアンテリズムには限界があった。MMDは草の根レベルで政治的クライアントを維持するには限定的な手段しか持っていなかった（注22）。

チルバ大統領はカウ ندا元大統領同様の強大な権力を行使し、家産制的な傾向を示した。非常事態宣言は、カウ ندا・UNIP政権の専制的、非民主的特徴を象徴するものとして、第三共和制への移行期にMMDが非難したものである。チルバ大統領は、公約通り非常事態宣言の発動を停止した。しかしその後チルバ政権は、非常事態宣言を2度にわたって発動したのである。しかも非常事態宣言の発動は、明らかに野党や政府批判者を弾圧するために利用された。チルバ政権の家産制的な、クライアンテリズムを象徴するのが、大統領裁量資金（The Presidential Discretionary Fund）である。同資金は政府の公的な予算の一部であるにもかかわらず、あたかもチルバ個人の私的な資金であるかのように利用され、チルバとMMDの支配を維持するために予算が分配されたのである。

（1）1996年の憲法改正

憲法改正については、第1に憲法は、複数政党制が導入され「民主化」された第三共和

制に対して、三権の関係、市民的権利、選挙などに憲法的、法律的枠組みを与えるという点で基本的な意味を有している。第2に憲法改正はMMD・チルバ政権の「民主化志向」を計る指標として重要であった。

一党制の第二共和制から複数政党制の第三共和制への移行、すなわち民主化に際して、民主主義体制としての第三共和制にふさわしい憲法を制定するという課題が存在したが、これは中途半端にしか行われなかった。1990年に複数政党制の導入に同意したカウ ندا大統領はムウンガ（Mvunga）を委員長とする憲法検討委員会（Mvunga Constitutional Review Commission）を設置した。ムウンガ委員会は91年8月に勧告を出し、複数政党制に対応するための憲法改正を提案したが、説明責任を伴った統治、市民的権利、大統領の権力のチェックなど、民主的制度を強化するために決定的な基本的問題に対応しなかった。1991年選挙の運動の中でMMDは、「党派的考慮を越え、国民的利益という崇高な目標を反映するような憲法を制定すること」を公約し、また政権に就いた暁には、憲法改正に関する広範な公的討論を開始すると約束した。MMDは政権獲得後の1993年にはムワナカトウエ（Mwanakatwe）を長とする新しい憲法検討委員会を設置した。同委員会は全国を回って、46回の公聴会を開催し、95年6月には勧告と憲法草案を提示した。ムワナカトウエ委員会の憲法草案は、説明責任、大統領の権力のチェックなどについて不十分であったが、政府はその不十分な規定さえ受け入れなかった。さらに政府は、憲法制定に当たって、憲法制定会議を選出し、そこで新憲法を採択し、国民投票で新憲法の可否を問うという同委員会の提案を拒否し、憲法修正法を議会で可決する（つまり新憲法を制定するのではなく、憲法改正でとどめる）という方法を使った。他方で政府は、「カウ ندا条項」として議論を呼ぶことになる、大統領候補資格として国籍条項を導入するという同委員会の提案は採用した。

議会と行政府との関係という観点から96年の憲法改正を考えると、政府も議会も、国民の代表として国民の付託を受けて、国民的利益のために憲法を制定するという原則がその行動には表れておらず、政府、議会共に党派的利害を優先させたと言える。MMDは「党派的考慮を越え、国民的利益という崇高な目標を反映するような憲法を制定する」という自らの公約に明らかに違反する行動をとったのである。議会は、それ自身が本来持つべき機能さえ放棄している。行政府との関係で言えば、憲法改正にあたって、行政府に対する議会のチェック機能を強化することは、議会としては当然追求されてしかるべき課題であったはずである。しかしこれを議会は行わなかった。また「カウ ندا条項」の問題についても、明らかに国民的観点からではなく、野党の競争を排除するという党派的観点から

この憲法修正法を通過させたのである。

(2) 1996年の総選挙－選挙の公正さについての議論

1996年の総選挙に関しては、二つの点から考察する必要がある。第1は、広い意味で、この選挙が公正に行われたのかについての評価である。第2は、選挙結果の解釈である。第1の点は、当時与野党、NGO、ドナー（援助国、援助機関）の間で激しい論議になった。「広い意味で」といったのは、選挙当日投票が厳正に、不正などがなく行われたか、ということよりも、立候補者資格の設定、有権者登録、選挙管理など、選挙を取り巻く、あるいは選挙に至る過程が公正であったかどうか、いわば過程、手続きの方がより大きな問題になったからである。具体的には、次の3点が問題とされた。①憲法改正に伴う立候補者資格（被選挙権）の問題。②有権者登録を中心とする選挙管理業務と選挙管理委員会（Electoral Commission）の問題。③選挙運動において与党MMDが国営報道機関を含む国家の資源を利用した問題。

大統領選挙立候補資格に関する憲法改正の問題とは、大統領選挙の候補者はザンビア国籍を有したザンビア人でなければならないとした国籍条項の問題である（注23）。これにより両親がマラウイ人で、ザンビア国籍を取得していなかったカウンダ前大統領は、大統領選挙での被選挙権を失った。またこの憲法改正では、大統領の三選禁止の規定も導入されたが、カウンダ前大統領はこの規定からも大統領選挙への立候補資格を得られないことになった。国籍条項が「カウンダ条項」と呼ばれたことが象徴するように、この憲法改正は、明らかにカウンダとUNIPの選挙活動を制約する目的で導入され、MMDに有利な状況を作り出すためのものであった（注24）。UNIPと6野党はこの憲法改正に抗議して、総選挙をボイコットした。

次に選挙管理委員会と選挙管理業務に関して公正であったかが議論となった。選挙管理委員会は政府から独立した、政治的に中立の組織であると憲法に規定されているが、選挙管理委員長長の任命等を通じて、政府が選挙管理委員会に影響力を行使したのではないかと批判された。特に議論になったのは、有権者登録の問題であった。これは、政府が野党やNGOと協議せずに、選挙管理委員会の有権者登録業務をニクヴNikuvというイスラエルの会社に委託したことであった。ザンビアでは、18歳以上の国民は選挙権を持つ資格があるが、選挙権は自動的に生じるのではなく、有権者登録を行うことで始めて選挙権を獲得できる。有権者登録の正確さ、公正さ、登録をめぐる不正については、91年総選挙でも問題となったが、96年総選挙ではこれに加えて、公正中立であるべき登録事業を政府が一

方的に一民間会社に委託したことに批判が集まった。

3番目にMMDによる国家資源の利用の問題がある。MMDが選挙運動の際に政府の自動車等の公的資源を利用したという例があった。これは言うまでもなく公私混同であり、家産制的な行動である。ザンビアのような貧困国においては、特に農村部では、移動手段がないことから、野党や無所属の候補は、選挙運動が著しく制約される。そのような状況においてMMDだけが政府の自動車等を利用できたことは、公正さの点でも大きな問題であった。MMD・チルバ政権は、国営企業の民営化に熱心であったが日刊紙2紙やテレビ局など国営の報道機関は民営化しなかった。これら国営、あるいは政府系の報道機関では、MMDについてより多く報道したと言われる。

1991年には、カウンダとUNIPは国会の議席、報道機関、行政を独占していたが、総選挙においては比較的公正に振る舞った。これに対して、96年総選挙においてはMMDは説明責任重視という91年総選挙時の公約とは逆に、憲法を操作し、権力の座にあることを利用して選挙のルールを変更し、国家の資源を私的に利用したのである（注25）。

（3）1996年総選挙結果の解釈

1996年の大統領選挙でチルバ大統領は得票率73%で再選され、国会議員選挙においてもMMDは150議席中131議席を獲得した。この結果だけを見れば、チルバとMMDの圧勝であり、国民は再度チルバとMMDを支持したということになる。しかしこれまで述べたように、選挙当日の投票と開票はともかく、選挙に至るまでの過程は与党MMDに有利、野党に不利であり、公正を欠くものであった。特にカウンダ前大統領が大統領選挙に立候補を許されず、UNIPが選挙をボイコットしたことは、MMDに有利な選挙結果をもたらした可能性が高い。MMDの勝利という選挙結果はMMDが自らに有利なようにルールを変更したり、国家の資源を利用した結果だという主張は、チルバ政権第1期の政治・経済実績を考えると、説得力があるように見える。政治面では、公約された民主化、説明責任、良い統治は実現されず、経済面では国民の多数は貧困状態におかれたままであった。91年総選挙で民主化と生活水準の向上を期待して、MMDとチルバに投票した有権者の多くはチルバ政権の実績に幻滅したのだから、選挙が公正に行われていれば、チルバとMMDに選挙で厳しい審判を下したはずだという主張が成り立つように見える。

アブラハムセン [Abrahamsen, 2000] は、ザンビアの事例も引きつつ、次のように説明する。民主化以後に多くのアフリカ諸国において民主的水準が急速に悪化したのは、民主的原理や手続きを強化し、制度化するのを構造調整や経済自由化が妨げたからである。援

助国・債権国は構造調整、経済自由化を求めるが、これは痛みを伴い、経済も回復しないので、国民の幻滅と不満を強め、野党などによる政府批判に力を与える。政府は国民の不満や野党の批判を抑えるために、複数政党制の外観は残しながら権威主義的傾向を強める。

アブラハムセンの説は、経済自由化と民主化を公約に掲げたチルバとMMDが、経済自由化は進めながらも、民主化では後退し、権威主義的傾向を強めていったことをうまく説明できるように見える。チルバ政権とMMDは、構造調整によって高まる国民の不満と批判を封じるために、憲法を改正して野党の選挙への参加を排除したということになる。

では、96年総選挙は野党の弾圧と排除によって、競争なしにチルバとMMDが圧倒的な得票率と議席で再選されることが決まっていたのだろうか。96年における憲法改正とUNIP（と6野党）による総選挙ボイコットが、MMD一党優位体制を再び出現させる上で重要な役割を果たしたことは確かである。91年の国会議員選挙で25議席を獲得したUNIPは第1次チルバ政権で国会に議席を有する唯一の野党であったし、2001年の国会議員選挙でもUNIPは13議席を獲得したから、選挙に参加していればUNIPが20議席程度獲得できた可能性は高い。

このように、UNIP（と6野党）による選挙ボイコットが、MMDとチルバの得票率と議席数を押し上げる効果をもったことは確かである。しかしUNIPが選挙ボイコットをしなければ、あるいは選挙を取り巻く条件が与野党に公平であれば、チルバがカウンダに破れる、あるいはMMDの国会議席が過半数を割るという事態が出現したかということそれは疑問である。

そのように考えられる理由として、第一にUNIPの呼びかけたボイコットの効果はかなり限定的であったことが挙げられる。UNIPの支持基盤である東部州では、96年総選挙の投票率は37%で全国平均の59%よりも20ポイント以上も低く、全国的に91年総選挙と比べて投票率が上昇した中で、東部州だけは投票率が低下した。したがってUNIPの地盤である東部州ではボイコットの呼びかけに応じた有権者がかなりあったことがうかがわれる。しかし全国的には投票数が2度の総選挙でほとんど同じであったので、東部州以外では必ずしも多数の有権者がボイコットに応じたとは言えない。東部州におけるボイコットの効果にしても限定的で、96年総選挙における東部州の投票総数は91年総選挙に比べて6万5千票近く減少したが、それは91年総選挙におけるカウンダとUNIPの得票数12万票余の半分強にすぎない。しかも96年大統領選挙におけるチルバの得票数は69,897票で5年前の選挙より2万5千票以上増加したのである（注26）。つまり91年選挙時に東部州でUNIPとカウンダに投票した人々の中には、96年総選挙でボイコットの呼びかけに応じなかった、

さらにはチルバに投票したという有権者がいたのである。

96年大統領選挙でカウンダがチルバに勝利できた可能性が低いことは得票数からも推測できる。チルバは、91年の大統領選挙で99万7千票以上を獲得したのに対して、96年の大統領選挙でも91万4千票近くを獲得した。チルバの得票数の減少は8%にすぎない。少なくともチルバの得票数から判断する限り、2回の総選挙の間に大量の有権者がチルバ支持から離れたとは言えない。96年の大統領選挙でカウンダが立候補できても、チルバの得票数を上回るには92万票以上を獲得しなければならず、これは、91年大統領選挙におけるカウンダ大統領の得票数が31万票、2001年大統領選挙におけるUNIPのティリエンジ・カウンダ候補（カウンダ元大統領の息子）の得票数が18万票足らずであったことを考慮すると、実現が難しい数字であったろう（注27）。

2回の国会議員選挙におけるMMDの得票率の低下は、大統領選挙におけるチルバの得票率の低下よりも著しい。MMDの候補が得た得票の合計は、91年の国会議員選挙において95万票以上に達したが、96年の国会議員選挙では75万票に低下した。この間、20万の有権者がMMD候補への支持から離れたことになり、得票数の減少率も22%と大きい。91年の国会議員選挙におけるUNIP候補の得票の総数は31万票弱であるから、96年総選挙にUNIPが参加していれば、MMDとUNIPの得票数がかなり接近した可能性はある。しかし小選挙区制という制度上の制約とUNIPの支持が東部州に限定されていることを考えると、議席数でMMDが過半数を下回った可能性は少なかったと考えられる。

このように考えると、憲法改正等、MMDの恣意的なルール変更や野党の弾圧は選挙におけるチルバとMMDの勝利の程度を強めたが、これらがなくとも、チルバとMMDは選挙で過半数を獲得できたと見られる。では、なぜチルバとMMDは、国民の多数が経済的に困難な状態に置かれ、MMDが非民主的な傾向を強めたにもかかわらず、再度選挙で国民の信任を得ることができたのであろうか。

まずチルバとMMDは96年総選挙において再度大差で勝利したとはいっても、得票率や議席数における数字が示すほどには国民の圧倒的支持を得たわけではないことに注意する必要がある。チルバとMMDの得票率は高いが、潜在の有権者全体における支持率は高くない。投票率（登録有権者における）は、91年総選挙のときの43%よりも上昇したが、それでも59%と決して高くはなかった。同じ複数政党制でも第一共和制時代における1968年の総選挙では投票率が87%であったのに比べるとずっと低い投票率で、第三共和制の選挙においては国民の無関心あるいは意図的棄権も相当数あると考えなければならない。登録有権者ではなく、潜在の有権者全体（18歳以上の国民）に占める投票率はさらに低くなる。

潜在的有権者数、つまり登録有権者と登録しなかった有権者の合計については確定した数字がなく、議論があるが、Baylies & Szeftel 1997が挙げている91年総選挙時に340万人、96年総選挙時に420万人という数字を採用すると、チルバの支持率（潜在的有権者のうちチルバに投票した人の割合）は91年総選挙で29%、96年総選挙で22%にすぎない。

投票総数に対する得票率で見ても、特に国会議員選挙におけるMMDの得票率は低下が著しく、91年総選挙時の75%から96年総選挙時の61%へと14ポイントも減少した。96年総選挙をUNIPがボイコットしなければ、MMDの得票率低下はさらに大きかったはずである。しかも国会議員選挙では得票率にかなりの地域差がある。大統領選挙ではチルバ大統領は全国的に支持を得ており、西部州を除く全ての州で得票率が50%を越えた。これに対して、国会議員選挙におけるMMDの候補者の得票率は全体としてチルバ大統領の得票率より低かったのに加えて、地域的な差異が大きく、中央州、北西部州、西部州の3州では得票率が50%に達しなかった。91年の国会議員選挙ではMMDは東部州を除く全ての州で65%以上の得票率を得ていたので、96年総選挙までの間に地域によってはMMDからの支持離れがかなり進んだことになる。中央州では23ポイント、北西部州では22ポイント、西部州では13ポイント、それぞれMMDの得票率が低下した。またMMDは東部州で19議席全てを獲得したが、これはもっぱらUNIPの選挙ボイコットのおかげで、もしUNIPが参加していればほぼ全ての議席をUNIPが獲得したと考えられる。

96年総選挙で、大統領選挙におけるチルバの得票数と国会議員選挙におけるMMDの得票数にかなりの差が出たことは、何人かの論者が注目している。特に中央州ではチルバ大統領の得票率73.2%に対して、国会議員選挙での得票率は49.8%と、その差が23ポイントもあった。このように大統領選挙でチルバを支持しても、国会議員選挙ではMMDを支持しなかった有権者が相当数存在したわけだが、これは何によって生じたのだろうか。

MMDの候補者への支持率が下がった一つの要因は、100名近くの無所属議員が立候補し、一定の票を獲得したからである。無所属の候補者の多くはMMDの公認が得られなかった候補であった。候補の公認においてはそれぞれの地域での有権者や党支部の支持する候補と党中央の執行部が公認しようとする候補が異なることがあり、この場合後者が優先された。それによって公認を得られなかった地方の立候補希望者が無所属で立候補したのである（注28）。

Gouldが調査したルアブラ州でもチルバの得票率に比べてMMDの国会議員候補の得票率が少ないという結果が見られた。やはり無所属候補との競合の結果であった。それぞれの地元で活動していた立候補者がMMD中央の公認を得られず無所属で立候補したのである。

Gouldはこれに加えてルアブラ州の政治と選挙結果の分析から興味深い発見をしている。MMDが91年と同じ候補を出して再選をねらった場合の方が、新人候補を立てた場合よりも得票率の低下が著しかったのである。MMD現職議員の得票数低下は、有権者の批判の表れであり、有権者は明らかに変化を求めていたのである。1996年の総選挙における、このような選挙結果は、一党制の第二共和制における有権者の投票行動を想起させる。

96年総選挙で国民が無批判にMMDとチルバを支持したのでないことは、他の研究からもうかがえる。ある分析結果によれば、経済状態のよくないことは96年総選挙の投票行動に影響を与えたと見られる。96年総選挙における有権者の投票行動と経済状態の変化の関連についてはPosnerとSimonによる興味深い分析がある（注29）。この研究は、91年と96年に（つまり総選挙の行われた年）世界銀行が1万世帯を対象に実施した貧困調査と96年にブラットン（Bratton）らが1182人を対象に行った政治態度に関する調査の結果を利用して経済、生活状態の変化と大統領選挙の結果との相関関係を分析したものである。これによると個人レベルでは、96年の時点で経済状態に不満を持っていた人は、満足していた人よりもチルバ大統領に投票する確率が小さかった（注30）。県（District）別の経済・貧困状態との相関では、それぞれの総選挙時点における経済・貧困状態の変数は大統領選挙での投票行動にはほとんど影響を与えなかったという結果になった。Posner & Simon 2002は、この結果を、チルバ政権の経済実績に不満のあった有権者は野党に投票するよりも棄権した可能性が高いからだとして解釈している（p.323）。そしてザンビアの有権者が長期間の一党制時代の経験から政府・与党への反対を棄権することによって示すという伝統を、理由として挙げている。しかしPosner & Simon 2002は、大統領選挙だけを分析対象としたので、国会議員選挙の結果を分析から除外している。すでに見たように、96年総選挙では棄権せずに実際に投票した有権者の中には、大統領選挙ではチルバ大統領に投票しながら国会議員選挙ではMMDに投票しないという形で、政府・与党批判を意思表示した者もかなりあったと考えられる。

Posner & Simon 2002によれば、91年総選挙、96年総選挙それぞれの時点での経済・貧困状態はチルバ大統領への投票行動に影響を与えなかったが、この2時点間における貧困状態の変化は投票行動に影響を与えた。すなわちこの5年間に貧困指標の悪化した県ほどチルバ大統領への投票率が低下するという関係が見られた [pp.325-6]。

このように、一見MMDの圧勝のように見える96年総選挙も仔細に見てみるとそこにはMMDに対する有権者の不満や批判がうかがえ、有権者は無所属候補に投票する、あるいは棄権するという形でそれを表明したのである。しかしこのような有権者の批判・不満は

野党議員の当選にまでいたらなかった。それにはいくつか要因がある。

まず、野党は十分組織されておらず、費用のかかる農村部での選挙運動を実施する準備が不十分であった。MMDは党の候補者を移動させるのに政府の車両を利用することができたし、実際に利用したが、これは野党や無所属の候補にはできないことであった。次に、有権者は与党となる政党に投票することが、次回の予算配分や援助機関のプロジェクトで利益を受けられることだと信じていた（注31）。MMDの圧倒的勝利は、小選挙区制に助けられた部分もかなりある。96年総選挙ではMMD候補の得票率は61%であったが、議席では150議席中の131議席、87%を占めた。中央州では49.8%の得票率で14議席中の12議席、西部州でも49.8%の得票率で17議席中の11議席を獲得した。

民主化の後退、改善しない経済や生活水準などを背景に、国民の間にMMDへの不満が一定程度あったにもかかわらず、野党が議席をほとんど獲得できなかった要因としては、野党側が魅力ある代替政策を提示できなかったことや、戦術・戦略的誤り等、野党側の弱さもある。UNIPの場合、国民的政党として再生することに失敗した。UNIPがとったボイコットという対応が戦術的、戦略的に誤りであったことは論者が指摘するところである（注32）。UNIPは20議席程度は獲得できた可能性が高かったにも関わらず、選挙をボイコットしたことで国会での議席を失い、政治的影響力、発言力を著しく低下させたのである。カウンダがチルバに勝利できた可能性は少なかったのであれば、選挙をボイコットせずに大統領選挙には別の候補者を立てて選挙に臨めばよかったのである（注33）。そもそもUNIPにおいてカウンダが党首に復帰した経緯は非民主的であった。カウンダとカウンダ支持派が支配している限り、UNIPは東部州のみを支持基盤とする地域政党にとどまっているであろう（注34）。

96年総選挙の時点では、UNIP以外に有力な野党が存在しておらず、野党は地域的に支持が限定されているか、支持率が低い状態にとどまっていた。

4. おわりに

第一共和制と第三共和制のチルバ政権期が、議会の議席において与党が圧倒的優位にあるという状況から出発したのは、政権にとっては一定の歴史的条件の中で偶然が与えた条件であった。一党優位の状況がその後も継続したのはどのような要因によったのであろうか。

まず第1に国民の多数が、第一共和制においては植民地支配からの独立、第三共和制においては「民主化」と経済自由化、それぞれによって成立した政権を基本的には支持した

ということがあろう。これには積極的支持だけでなく、前の時代には戻りたくないという消極的支持も含まれる。

第2に、消極的支持にも関連するが、野党が弱体で与党に代わって政権を担当するだけの能力や国民からの十分な支持がなく、魅力的な代替政策を提示できなかった。第一共和制においても、第三共和制においても野党の多くは、特定地域に支持が限定されている地域政党に過ぎず、全国的な支持がある国民政党ではなかった。

しかしザンビアにおける一党優位制は、このような与党への比較的広範な支持、弱体な野党という条件だけで維持されたのではない。まず、大統領を中心とする行政府に強大な権力が付与されているという制度的条件の下で、政府は既存の野党（第一共和制のANC、第三共和制のUNIP）を弾圧、統制したことが挙げられる。それは非常事態宣言の利用、野党幹部の投獄、野党の集会や選挙運動の禁止、さらには「憲法改正」にまで及んだ。また一党優位の状況は決して安定したものではなかった。権力や国家の資源を巡って与党内の競争が激化することで、分派が新党を結成するという形で、与党分裂への圧力が常に存在していた。しかし第一共和制においてはこのようにして結成された野党は時をおかずして非合法化され、排除されたのである。

チルバ・MMD政権からカウンダとUNIPが受けた弾圧、抑圧のいくつかは、他ならぬカウンダとUNIPがANCやその他の野党、あるいは党内の競争者に対して行ったことである。例えば、一党制時代に与党UNIP内で大統領候補を選挙する可能性が出てきた時、カウンダは対立候補の候補者資格を失わせるような新たな規定を制定して、対立候補の出現を阻止した。MMDがカウンダ条項によってカウンダの大統領選挙立候補資格を奪ったのはこれと同工異曲である（注35）。別の角度から見れば、民主化のチャンピオンを自称するMMDが政権について行った非民主的行動は、カウンダ・UNIP政権が行ったことの継続であった。

一党優位制を継続させた第2の要因として、家産制とクライアンテリズムを伴う支配により、政府・与党が、国家の資源を利用しそれを支持者に分配することで、野党より有利な立場にあった点が指摘できる。第一共和制期のUNIPは、農業金融、商業免許、雇用等を支持と引き替えに分配し、MMDとチルバは、選挙戦で政府の自動車を使用したり、大統領裁量資金を活用したりした。

小選挙区制であることも第一共和制と第三共和制を通じて政党の議席配分や野党の実績に影響を与えたと考えられる（注36）。比例代表制と異なり小選挙区制では、96年総選挙の際のザンビア民主会議（Zambia Democratic Congress：ZADECO）や国家農業党

(National Lima Party) のように全国で薄く広く得票しても議席獲得に繋がりにくい(注37)。これに対して特定地域で強力な支持が得られれば、ある程度の議席を獲得できるが、支持基盤が限定されていれば相当数の議席を獲得できる全国政党にはなれないのである。

このような一党優位の状況は、議会と政府の関係にどのような影響を与えたのであろうか。まず一党優位の状況にあるため、議会が政府から独立した機関として行政府をチェックするという機能が弱かった。議会で圧倒的多数の議席を占める与党は、議会としてよりも政権党として党派的に行動することが多かった。議会は行政府をチェックする機能を強化しようとはせず、逆にその力を弱体化させるような憲法改正や法律を可決した。与党が圧倒的多数を占める議会は、野党やメディアに対する弾圧という点では、政府をチェックするというより政府と共犯関係にあった(注38)。

第一共和制と第三共和制チルバ政権の一党優位制は、前者が一党制、後者が与党の過半数割れという対照的な状態に移行した。この違いが生じた基本的要因は、言うまでもなく、1970年代には一党制の確立を許容する(さらにはそれを望ましいとする)内外の条件が存在したのに対して、後者では複数政党制自体の放棄を許容する内外の条件が存在していなかったことである。野党の非合法化も難しい。

そして大統領の三選禁止規定がある。チルバ大統領は憲法の規定を変えて三選に向けて出馬するのではないかと見られていたが、これはしなかった(できなかった、というべきか)。第三共和制においても、大統領は第一共和制期以来の強大な権力を引き継いだ。しかし第一、第二共和制との決定的な違いは、その大統領権力を二期10年を越えては一人の人間が行使できないということである。

— 注 —

- 1 選出議員に加えて8名の議員を大統領が指名できるので、これを加えてMMDは77議席となっている。
- 2 80年代までのアフリカにおいて複数政党制国家で広くガリバー型与野党関係が見られたことについては、[小田英郎、1989]の第4章を参照。
- 3 Chabal & Daloz 1999: 1-2; Jackson & Rosberg 1982: 38-9; Tordoff 1993: 4
- 4 家産制とは支配者が私的財産と公的資源を区別しないことである。クライアンテリ

ズムとは物質的な報償や保障と引き換えに政治的忠誠を約束することであり、パトロン・クライアント関係を基礎としている。Gouldが指摘するように、この二つの概念はアフリカ政治の分析に広く使われているが、両者共にかなり緩やかに使われており、それ自身はほとんど説明を要しない独立変数として使われる傾向が強い [Gould 2002: 301]。

- 5 『現代政治学事典』1991年。
- 6 Tordoff & Molteno, 'Government and administration' in Tordoff ed. 1974 : 244
- 7 Tordoff & Molteno, 'Government and administration', 244
- 8 Tordoff & Molteno, 'Introduction', in Tordoff ed. 1974 : 9
- 9 国会の選出議員数は1967年の憲法改正により75から105に増員された。
- 10 Tordoff & Molteno 'Introduction' in Tordoff ed. 1974 : 23, 27
- 11 Tordoff & Molteno, 'Introduction' in Tordoff ed.1974 : 33-4
- 12 UNIPのある政治家は、野党はザンビアにとって贅沢品だと述べたし、カウンダは選挙によってザンビアが一党制に行き着くと予言していた。ANCに対する弾圧としては、独立直後1964年12月にANCが開いた集会で同党党首のンクンプラ(H. Nkumbula)が一党制に批判的な発言をしたのに対して、UNIPからの指令でこの集会は解散させられた [Kalley, Schoeman & Andor 1999 : 638]。また1965年4月にUNIPは、ANCを含め政敵に対しては厳しい措置を執ることを決議している。1968年にはANCの副党首リソ (E. Liso) が禁固18ヶ月の判決を受け、党首ンクンプラも大統領を侮辱した罪で逮捕された。このようなANCに対する強権的な措置は、議会や選挙についても同様で1965年7月にはANCの副党首リソが大統領を批判したという理由で国会議員の資格を停止とされた。ANCはこれに抗議して国会をボイコットし、党首ンクンプラは議員を辞職した [Kalley, Schoeman & Andor 1999 : 640]。1967年に南部州のマザブカ (南部州はANCの地盤) で行われた国会の補欠選挙では、ANCの選挙運動を阻止するために選挙の前段階で政治集会が禁止された。
- 13 Tordoff & Molteno, 'Parliament' in Tordoff ed. 1974 : 198
- 14 Tordoff & Molteno, 'Parliament' in Tordoff ed. 1974 : 200-201
- 15 Tordoff & Molteno, 'Parliament' in Tordoff ed. 1974 : 199
- 16 Kalley, Schoeman & Andor 1999 : 654
- 17 Tordoff & Molteno, 'Introduction' in Tordoff ed. 1974 : 24
- 18 総選挙は、1973年、78年、83年、88年と規定通り5年間隔で行われた。

- 19 Rule 2000 : 72
- 20 Burnell, 2001b : 253-4
- 21 Bratton 1994 : 121
- 22 Gould 2002
- 23 大統領選挙候補者の資格として、1996年憲法は、①ザンビアの市民権を有していること、②両親が共にザンビア人であること、等を規定している [Mphaisha 2000:134]。
- 24 しかしBurnell, 2001bは、UNIP側の戦略の間違いもあったことを指摘している。当時国会で25議席を有していたUNIPは修正案を出さずに、議会を退場するという戦術を採った。UNIPが議会での攻防を軽視してしまったと言える。なお、この議会退場や後述の選挙ボイコットという戦術は、第一共和制期の野党ANCが採った戦術と類似している。
- 25 Gould 2002
- 26 van Donge 1998 : 82-3
- 27 Gouldは、経済的困窮の広まりとMMDの専制的傾向に対する不安にもかかわらず、奇跡でもない限りカウンダの当選はあり得なかった、と評している。
- 28 Gould 2002; van Donge 1998: 78
- 29 Posner & Simon 2002
- 30 Posner & Simon 2002:319
- 31 Gould 2002
- 32 van Donge 1998
- 33 MMDとチルバによる憲法改正は、「カウンダ条項」と一般に呼ばれたようにカウンダの出馬を阻止するものであって、UNIPが選挙に参加することは阻止されていない。ただし、96年の憲法改正によるもう一つの候補者資格により、UNIPの副党首も大統領選挙の候補者資格の制約を受けたことも事実である。当時のUNIPの副党首イニャンボ・イエタ (Senior Chief Inyambo Yeta) は上級首長であった。ところが96年憲法により新たに、国民議会に立候補しようとする首長は事前に首長の地位を放棄しなければならないことが規定された。大統領選挙候補者は国民議会議員選挙候補者資格を満たさなければならないので、イニャンボ・イエタは、カウンダに代わって大統領選挙に出馬することが困難になった [Mphaisha 2000 : 135]。
- 34 カウンダは1992年に政界から引退し、UNIPの党首もムソコトワネ (Musokotwane)

になった。しかしUNIP内ではカウンダ支持派がその後も勢力を持ち、95年にはカウンダ前大統領がUNIPの党首に復帰した。2000年にカウンダは再びUNIP党首の座から退き、ンコマ (Francis Nkhoma) がUNIP党首となったが、わずか1年でカウンダ元大統領の息子ティレンジ・カウンダ (Tilyenji Kaunda) がUNIP党首となった。このように、与党のMMDとチルバ大統領に家産制の傾向が強いだけでなく、野党になったUNIPもカウンダと一部の指導者が党を私物化している。

35 ただし、第一共和制期には、国民統合、国家建設を理由に、野党や反政府運動の抑圧が正当化された。チルバ政権期には大統領候補者資格に関する国籍条項のようにむしろ排他的、排除的な規定によって野党の弾圧を正当化した。いずれもある意味でナショナリズムに訴えているが、そのベクトルは逆向きになっている。

36 Burnell, 2001 : 142

37 ZADECOは14%の得票率で2議席を獲得したにとどまり、NLPは6.5%の得票率で1議席も獲得できなかった。

38 チルバ政権期の国会は、報道の自由について政府を監視、批判するどころか、場合によっては、国会自身が報道機関を制約するような措置を採った。1996年には国会議長がジャーナリストを国会侮辱罪で収監しようとして、裁判所からその権限のないことを指摘された [Mphaisha 2000 : 141]。

参考文献リスト

小田英郎、1989、『アフリカ現代政治』東京大学出版会

『現代政治学事典』1991、ブレーン出版

Abrahamsen, R. 2000, *Disciplining Democracy: Development Discourse and Good Governance in Africa*, Zed Books, London / New York

Bartlett, David M.C. 2000, "Civil Society and Democracy: a Zambian Case Study," *Journal of Southern African Studies*, 26, 3

Bartlett, Dave, 2001 "Human rights, democracy & the donors -- the first MMD government in Zambia," *Review of African Political Economy*, 28(87), March, pp.83-91

Baylies, C. & Szeftel, M., 1997, "The 1996 Zambian Elections: Still Awaiting

- Democratic Consolidation”, *Review of African Political Economy*, 54, pp.75-91
- Baylies, C. & Szeftel, M., 1999, “Democratization and the 1991 Elections in Zambia,” in Daniel, John, Southall, Roger and Szeftel, Morris eds. *Voting for Democracy: Watershed Election in Contemporary Anglophone Africa*, Aldershot, Ashgate Publishing Ltd., pp.83-109
- Bratton, Michael 1994, ‘Economic Crisis and Political Realignment in Zambia’ in Jennifer A. Widner ed. *Economic Change and Political Liberalization in Sub-Saharan Africa*, The Johns Hopkins University Press, Baltimore, Maryland
- Bratton, M. 1999 “Political Participation in a New Democracy: institutional considerations for Zambia,” *Comparative Political Studies*, vol.32, no.5, pp.549-588
- Bratton, M. & Posner, D.N., 1999, “A First Look at Second Elections in Africa, with illustrations from Zambia,” in Joseph, R. ed., *State, Conflict and Democracy in Africa*. Boulder, Lynne Rienner, pp.377-407
- Bratton, Michael & Alderfer, Philip, 1999 “The effects of civic education on political culture -- evidence from Zambia,” *World Development*, 27, 5, May
- Bratton, Michael & Liatto-Katundu, Beatrice, 1994 “A focus group assessment of political attitudes in Zambia,” *African Affairs*, 93(373), pp.535-563
- Burnell, Peter 2000, “The Significance of the December 1998 Local Elections in Zambia and their Aftermath,” *Commonwealth & Comparative Politics*, 38, 1 (March)
- Burnell, Peter 2001a, “Taking Stock of Democracy in Zambia”, in J. Haynes ed. *Democracy and Political Change in the ‘Third World’*, London, pp.132-151
- Burnell, Peter 2001b, “The Party System and Party Politics in Zambia: Continuities, Past, Present and Future,” *African Affairs*, 100, pp.239-263
- Burnell, Peter 2002, “Parliamentary Committees in Zambia’s Third Republic: Political Reforms: Unfinished Agenda,” *Journal of Southern African Studies*, 28, 2 (June)
- Chabal, P. & Daloz, Jean-Pascal, 1999, *Africa Works: Disorder as Political Instrument*, The International African Institute in association with James Currey, Oxford
- Chikulo, B.C., 2000 “Corruption and Accumulation in Zambia,” in Hope, K.R. & Chikulo, B.C. eds. *Corruption and Development in Africa: Lessons from Country Case-Studies*. MacMillan Press, Houndmills
- Chikulo, B.C., 1996 “Parliamentary by-elections in Zambia -- implications for the 1996

- poll,” *Review of African Political Economy*, 69, Sept.
- “Country Report: Zambia,” *Courier*, no.176, 1999, pp.17-37
- Gould, Jeremy, 2002 “Contesting Democracy: The 1996 Elections in Zambia,” in Cowen, M. & Laakso, Liisa eds. *Multi-Party Elections in Africa*. James Currey, Oxford
- Jackson, Robert H. & Rosberg, Carl G. 1982, *Personal Rule in Black Africa: Prince, Autocrat, Prophet, Tyrant*, University of California Press, Berkeley/Los Angeles/London,
- Kalley, J.A., Schoeman, E. & Andor, L.E., 1999 *Southern African Political History: A Chronology of Key Political Events from Independence to Mid-1997*, Greenwood Press, Westport
- Mphaisha, Chisepo, J.J. 1996, “Retreat from Democracy in Post One-Party State Zambia,” *Journal of Commonwealth & Comparative Politics*, 34, 2 (July)
- Mphaisha, Chisepo, J.J., 2000, “The State of Democratisation in Zambia,” *Commonwealth & Comparative Politics*, 38, 3 (November)
- Osei-Hwedie, Bertha, 1998, “The Role of Ethnicity in Multi-Party Politics in Malawi and Zambia,” *Journal of Contemporary African Studies*, 16,2
- Pletcher, J., 2000 “The Politics of Liberalizing Zambia’s Maize Markets,” *World Development*, vol.28, no.1
- Posner, Daniel N. & Simon, David J., 2002 “Economic conditions and incumbent support in Africa's new democracies -- evidence from Zambia,” *Comparative Political Studies*, 35, 3, 2002
- Randall, V. & J.R. Scarritt, 1996, “Cautionary Notes on Democratisation: Lessons from India and Zambia,” *Journal of Commonwealth & Comparative Politics*, 34, 2 (July)
- Rule, Stephen, 2000, *Electoral Territoriality in Southern Africa*, Ashgate, Aldershot
- Szeftel, Morris, 2000, “‘Eat with Us’: Managing Corruption and Patronage under Zambia’s Three Republics, 1964-99,” *Journal of Contemporary African Studies*, 18, 2
- Tordoff, W. ed., 1974, *Politics in Zambia*, Manchester University Press
- Tordoff, William, 1993, *Government and Politics in Africa*, 2nd ed. Macmillan,
- van Binsbergen, Wim, 1995 “Aspects of democracy and democratisation in Zambia and Botswana: exploring African political culture at the grassroots,” *Journal of Contemporary African Studies*, 13(1)